○大田区移動支援事業実施要綱

平成19年３月30日

18保福障発第13392号

改正　平成19年６月28日19保福障発第10951号

平成20年６月30日20保福障発第10743号

平成21年３月30日20保福障発第12892号

平成21年６月30日21福障発第10854号

平成22年３月31日21福障発第13352号

平成24年６月11日24福障発第10761号

平成24年８月７日24福障発第11257号

平成25年３月14日24福障発第13467号

平成25年５月21日25福障発第13066号

令和２年３月19日31福障発第15250号

令和３年３月26日２福障発第14731号区長決定

令和４年３月31日３福障発第14792号区長決定

令和６年３月12日５福障発第14891号

（趣旨）

第１条　この要綱は、大田区障害者総合支援条例施行規則（平成18年規則第24号。以下「規則」という。）第３章第４節に規定する移動支援事業を円滑に実施する上で必要な事項を定めるものとする。

（事業者運営基準等）

第２条　規則第22条に規定する区長が指定する事業者（以下「事業者」という。）は、次の各号の規程に準じて移動支援サービスを実施しなければならない。

(１)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「人員、設備及び運営の基準省令」という。）

(２)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月６日障発第1206001号）

(３)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）

(４)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）

（従業者等）

第３条　事業者は、区長が移動支援サービスの支給決定をした障害者等（以下「支給決定者」という。）に対して各障害の特性に配慮した適正な移動支援サービスを提供できるよう、指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第538号）に定める資格を有する職員又はその他区長が必要と認めた研修を終了した職員を配置し、適切に派遣できる体制を整えなければならない。

２　事業者は、職員の資質の向上のために、適切な研修の機会を確保するよう努めなければならない。

（管理者）

第４条　事業者は、移動支援サービスの提供に当たり、人員、設備及び運営の基準省令第５条第２項に定めるサービス提供責任者を移動支援サービスの責任者とし、人員、設備及び運営の基準省令第６条に定める管理者を管理者として、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

（内容及び手続の説明及び同意）

第５条　事業者は、人員、設備及び運営の基準省令第９条に準じた手続に則って、支給決定者に対し、移動支援サービスの内容及び手続等の説明を行い、これらについての同意を得なければならない。

（連絡調整に対する協力）

第６条　事業者は、移動支援サービスの利用について、区長又は一般相談支援事業者等の関係機関が行う連絡調整に協力しなければならない。

（心身の状況の把握）

第７条　事業者は、移動支援サービスの提供に当たり、サービス利用者（以下「利用者」という。）の心身の状況、その置かれている環境、他の福祉サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（移動支援サービス提供の記録）

第８条　事業者は、移動支援サービスを提供した際、移動支援サービスの提供日、時間、内容その他必要な事項をその都度作成し、利用者の確認を受けなければならない。

（利用者に求めることができる金銭の範囲）

第９条　事業者が、利用者に対して金銭の支払いを求めることができるものは、利用者に支払いを求めることが適当であるものに限る。

２　事業者は、金銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に説明し、その同意を得なければならない。

（利用者負担額等の受領）

第10条　事業者は、支給決定者から規則第25条第２項に規定する移動支援サービス費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除決定通知書（以下「支給決定通知書」という。）に基づき利用者負担額の支払を受けるものとする。

（移動支援サービス費の額に係る通知）

第11条　事業者は、条例第３条第５項に基づき、代理受領した移動支援サービス費の額を支給決定者に通知しなければならない。

（移動支援計画の作成）

第12条　事業者は、支給決定内容に基づき、支給決定者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的な移動支援サービスの内容等を記載した移動支援計画（必要に応じて行う計画の変更を含む。）を作成しなければならない。

２　事業者は、移動支援計画の作成に当たって、支給量が30分を単位として支給決定されていることを踏まえ、支給量が有効に活用されるよう、支給決定者の希望等を反映しなければならない。

３　事業者は、支給決定者に移動支援計画の内容を説明して移動支援計画を交付しなければならない。

４　事業者は、移動支援計画に基づき移動支援サービスを提供しなければならない。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第13条　事業者は、利用者の同居親族による移動支援サービス提供をさせてはならない。

（緊急時等の対応）

第14条　事業者は、緊急時に対応ができるように医療機関との連携を確保し、移動支援サービスの提供時に事故等が発生した場合には、直ちに迅速かつ的確な対応ができるような体制を構築しておかなければならない。

（運営規定）

第15条　事業者は、人員、設備及び運営の基準省令第31条に準ずる内容の運営規程を定めなければならない。

（秘密保持等）

第16条　事業者は、正当な理由がなく、従業者及び管理者（従業者及び管理者であった者を含む。）がその業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

２　事業者は、他の移動支援事業者等に対し、利用者又はその家族に対する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族から同意を得なければならない。

（情報の提供等）

第17条　事業者は、利用者が適切かつ円滑に利用することができるように、事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

（苦情解決）

第18条　事業者は、利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

（事故発生時の対応）

第19条　事業者は、移動支援サービスの提供により事故が発生した場合は、区長及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

（記録の整備）

第20条　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、区長から調査及び報告を求められた場合には、これらの諸記録を提出しなければならない。この場合において、利用者に対する移動支援サービスの提供に関する諸記録は、当該支給決定者に移動支援サービスを提供した日から５年間保存しなければならない。

（移動支援サービス費の算定）

第21条　事業者は、移動支援サービスの提供に当たり第12条に規定する移動支援計画に基づき提供するものとする。

２　移動支援サービスの提供を行った場合には、原則として、実際に要した時間により算定されるのではなく、移動支援計画に基づき提供されるべき移動支援サービスに要する時間に基づき算定するものとする。

また、事業者は、移動支援サービスの提供の内容や提供時間が実際の移動支援サービスと合致しない場合には、速やかに移動支援計画を見直し、変更しなければならない。

（移動支援サービスの所要時間）

第22条　１日に移動支援サービスを複数回提供する場合には、２時間以上の間隔を空けなければならないものとする。

２　２時間未満の間隔での移動支援サービスを提供した場合は、前後の移動支援サービスの提供時間を合わせて１回として算定するものとする。

ただし、別の事業者が移動支援サービスを提供する場合は、２時間未満の間隔であっても所定の報酬を算定するものとする。

３　１人の利用者に対して同一事業者の複数の従業者が交代して移動支援サービスを行った場合は、１回の移動支援サービスとして所定の報酬を算定するものとする。

４　所要時間30分未満の報酬を算定する場合の所要時間は、原則として20分以上とする。

（２人の従業者によるサービス提供）

第23条　２人の従業者による支援が必要な場合は、支給決定通知書にその旨を記載するものとする。

２　前項に基づき、２人の従業者によるサービスを提供した場合には、それぞれに報酬を算定する。

（日中、日中以外の移動支援サービス費の取扱い）

第24条　報酬単価は、30分単位で構成されているため、移動支援サービスの開始時刻が属する時間帯で算定するものとする。ただし、開始時刻の時間帯の移動支援サービス提供時間が15分未満の場合は、多くの時間を占める時間帯の報酬単価により算定する。

（請求様式）

第25条　事業者は、移動支援サービス費を請求するときは、次の様式を区長へ提出しなければならない。

(１)　移動支援サービス契約内容報告書（別記第１号様式）

(２)　移動支援サービス利用者負担上限月額管理確認書（別記第２号様式）

(３)　移動支援サービス提供実績記録票（別記第３号様式）

(４)　移動支援サービス費請求書（別記第４号様式）

(５)　移動支援サービス費明細書（別記第５号様式）

（医師の意見書）

第26条　規則第23条第１項第５号に規定する利用の資格は、難病等患者の移動支援サービス利用に係る意見書（別記第６号様式）により認めるものとする。

（支給決定に伴う帳票類）

第27条　規則第24条第２項に規定する勘案を行う際には、移動支援サービス勘案事項整理票（別記第７号様式）及び移動支援サービス聴き取り票（別記第８号様式）を作成するものとする。

２　支給決定通知書には、第12条に規定する移動支援計画を作成するための移動支援サービス費支給決定通知書別紙（別記第９号様式）を添付するものとする。

（支給量算定対象除外事項）

第28条　規則第24条第５項の規定により支給量の算定から除外する外出は、次に掲げる外出とする。

(１)　通勤、営業活動等の経済活動に係る外出として別表第１に定める外出

(２)　通年かつ長期にわたる外出として別表第２に定める外出

(３)　社会通念上適当でない外出として別表第３に定める外出

（報告等）

第29条　区長は、必要があると認めるときは、障害者等、障害児の保護者、障害者等の配偶者若しくは障害者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

２　区長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、サービス提供者若しくはサービス提供者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは事業者に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

３　前２項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（損害賠償）

第30条

１　区長は、偽りその他不正の手段により移動支援サービスを受けた者があるときは、その者から、その移動支援サービス費の額に相当する金額の全部又は一部を損害賠償として請求することができる。

２　区長は、事業者が、偽りその他不正の手段により移動支援サービス費の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額に相当する額を損害賠償として請求することができる。

（協定の解除）

第31条　区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、協定を取り消すことができる。

(１)　偽りその他不正の手段により、移動支援サービス費用の支払いを受けた場合

(２)　事業の実施に当たり、支給決定者又はその家族の信用を損なうような行為があった場合

(３)　協定の各条項に違反した場合又は不履行の場合

（公表）

第32条　区長は、前条の規定に基づき協定を解除する場合において、区民等に情報提供することが適当な場合等、特に公益上の必要性があると判断した場合には、事実を公表することができる。

（委任）

第33条　この要綱に定めるもののほか、移動支援事業に関して必要な事項は、この要綱を所管する部長が定める。

付　則

この要綱は、平成19年４月１日から施行し、第３条の規定は、平成18年10月１日から適用する。

付　則

この要綱は、平成19年７月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成20年７月１日から施行する。

付　則

１　この要綱は、平成21年４月１日から施行する。

２　改正前の移動支援事業実施要綱の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、引き続きこれを使用することができる。

付　則

この要綱は、平成21年７月１日から施行する。

付　則

１　この要綱は、平成22年４月１日から施行する。

２　改正前の移動支援事業実施要綱の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、引き続きこれを使用することができる。

付　則

この要綱は、決定の日から施行する。

付　則

１　この要綱は、平成24年10月１日から施行する。

２　改正前の移動支援事業実施要綱の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、引き続きこれを使用することができる。

付　則

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、決定の日から施行する。

付　則

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

２　改正前の大田区移動支援事業実施要綱の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、引き続きこれを使用することができる。

付　則

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

２　改正前の大田区移動支援事業実施要綱の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、引き続きこれを使用することができる。

付　則

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

２　改正前の大田区移動支援事業実施要綱の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、引き続きこれを使用することができる。

　　　付　則

　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１

通勤、営業活動等の経済活動に係る外出について

通勤、営業活動等の経済活動に係る外出とみなす事項は、次に掲げる事項とする。

１　就業に関し住居と就業の場との間を移動すること。

２　直接・間接を問わず、収益を得ることを目的とする活動に係る外出

３　前２項以外に社会通念上該当すると思われる事項

別表第２

通年かつ長期に渡る外出について

通年かつ長期に渡る外出とみなす事項は、次に掲げる事項とする。

１　６か月以上継続する週２回以上の同じ場所への外出。ただし、医師が必要と認める医療機関等への通院の場合を除く。

２　次に掲げる場所への送迎

(１)　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校

(２)　学校教育法第124条に規定する専修学校

(３)　学校教育法第134条第１項に規定する各種学校

(４)　職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の６に規定する職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校

(５)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第５条に規定する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援事業所

(６)　法第77条第１項第９号に規定する地域活動支援センター

(７)　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の２の２に規定する障害児通所支援事業所及び第７条第１項に規定する児童福祉施設

３　前２項以外に社会通念上、該当すると思われる外出

４　前３項にかかわらず、次に掲げる全ての事項（他の世帯員がいない場合は第２号を除く。）に該当する場合で、対象者及び介護者の状況を勘案した結果、当該場所への送迎について、移動支援の支給が必要と認めるときは、移動支援を支給することができる。

(１)　障害者等が多動等の理由で、安全に自力通所等できない場合

(２)　介護者が高齢、出産、疾病、けが等のやむを得ない理由により送迎ができない場合又は介護者及び他の世帯員が、その世帯の生計を維持するために就労することが不可欠であり、かつ、就労時間についても常勤などの就労形態で容易には変更できない場合

(３)　その世帯内又は徒歩15分以内の場所に、送迎の介助を行なうことが可能な親族又は援助者が全くいない場合

別表第３

社会通念上適当でない外出について

社会通念上適当でない外出とみなす事項は、次に掲げる事項とする。

１　公序良俗に反する目的のための外出

２　前項以外に、宗教、政治その他の活動を目的とした外出で、社会通念上移動支援事業の適用が適当でない外出に該当すると思われる事項